

現行法				
建物区分(法6条1項)		構造安全基準		
		建物区分(法20条1項) * 6条1項各号の建物区分とは異なる * 前号建物の安全基準でもOK		法20条1項各号「政令で定める基準」(施行令) * 同各号「政令で定める技術的基準」は施行令36条参照
1号	* 1号建物 別表第一(い)欄の用途に供する 床面積合計200㎡超の特殊建築物	1号	高さ60m超	81条1項 時刻歴応答解析
2号	* 2号建物【木造】 ・3以上の階数 または ・延べ面積500㎡超 または ・高さ13m超もしくは軒高9m超	2号	高さ60m以下 * 2号建物のうち、高さ13m超または軒高9m超 * 3号建物のうち、 ・鉄骨造: 4以上の階数(地階を除く) ・RC造・SRC造: 高さ20m超 * 施行令36条の2で定める建築物	81条2項 ・保有水平耐力計算 ・限界耐力計算 ・許容応力度等計算(高さ31m以下限定)
3号	* 3号建物【木造以外】 ・2以上の階数 または ・延べ面積200㎡超	3号	高さ60m以下(前号以外) ・2号建物 ・3号建物 ・組積造等で高さ13m超もしくは軒高9m超	81条3項 許容応力度計算
4号	* 4号建物 前3号以外の建築物(都市計画区域内等) 【木造の場合】 ・2号建物以外 ・2以下の階数 かつ ・延べ面積500㎡以下 かつ ・高さ13m以下かつ軒高9m以下 【木造以外の場合】 ・3号建物以外 ・1階建(平家) かつ ・延べ面積200㎡以下	4号	前3号以外 ⇒4号建物等	36条2項 仕様規定 (第1節～第7節の2)
<p>* 4号特例(法6条の4第1項3号) 4号建物で建築士の設計に係るものは、建築確認において構造関係規定(建築基準法20条1項4号イ、令36条～80条の3)の適合性審査省略 * 実体的規制の特例(法20条1項4号: 構造計算による安全性確認義務付けなし)、手続的規制の特例(上記4号特例)の対象はいずれも4号建物</p>				

改正法(2025年4月施行予定)				
建物区分(法6条1項)		構造安全基準		
		建物区分(法20条1項) * 6条1項各号の建物区分とは異なる * 前号建物の安全基準でもOK		法20条1項各号「政令で定める基準」(施行令)改正なし * 同各号「政令で定める技術的基準」は施行令36条参照
1号	* 1号建物: 改正なし 別表第一(い)欄の用途に供する 床面積合計200㎡超の特殊建築物	1号	高さ60m超	81条1項 時刻歴応答解析
2号	* 新2号建物【木造・非木造の区別なし】 (前号以外) ・2以上の階数 または ・延べ面積200㎡超	2号	高さ60m以下 【木造】 ・4以上の階数(地階を除く) または ・高さ16m超 【木造以外】 ・鉄骨造: 4以上の階数(地階を除く) ・RC造・SRC造: 高さ20m超 ・施行令36条の2で定める建築物	81条2項 ・保有水平耐力計算 ・限界耐力計算 ・許容応力度等計算(高さ31m以下限定)
3号	* 新3号建物 前2号以外の建築物(都市計画区域内等) 【構造を問わない】 ・1階建(平家) かつ ・延べ面積200㎡以下	3号	高さ60m以下(前号以外) 1号建物、新2号建物(※) (※)木造の場合、下記限定 ・3以上の階数(地階を除く) または ・延べ面積300㎡超	81条3項 許容応力度計算
4号	廃止	4号	前3号以外 ・新2号建物のうち、木造で2以下の階数(地階を除く)かつ延べ面積300㎡以下 ・新3号建物等	36条2項 仕様規定 (第1節～第7節の2)
<p>* 新3号特例(法6条の4第1項3号) 新3号建物で建築士の設計に係るものは、建築確認申請において構造関係規定(建築基準法20条1項4号イ、令36条～80条の3)の適合性審査省略 * 実体的規制の特例(法20条1項4号)は、新3号建物に加え、新2号建物のうち木造で2階建以下かつ延べ面積300㎡以下のものを対象とする 【木造に関する改正前後の相違】 * 実体的規制(構造計算義務免除)の特例対象 ・現行: 延べ面積500㎡以下かつ高さ13m以下・軒高9m以下 ・改正: 延べ面積300㎡以下 ・2階建以下は改正前後で共通 * 手続的規制の特例対象(建築確認審査) ・現行: 2以下の階数かつ延べ面積500㎡以下かつ高さ13m以下・軒高9m以下 ・改正: 平家かつ延べ面積200㎡以下</p>				